

## 四街道市福祉有償運送運営協議会設置要綱

### (設置)

第1条 市は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域内の輸送の現状に照らして、単独では公共交通機関を利用することが困難な身体障害者や要介護者等の移動制約者に係る輸送サービスの確保について、福祉有償運送の必要性及びこれを行う場合における安全の確保並びに旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要な事項を協議するため、四街道市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立の認証を受けたものをいう。以下「NPO」という。）等による福祉有償運送の実施に伴う道路運送法第79条の規定による自家用有償旅客運送の登録等に関する事。
- (2) 効率的な輸送サービスの実施に関する事。
- (3) その他、福祉有償運送について必要と認められる事。

### (組織)

第3条 協議会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者及び団体から市長が決定し、委嘱又は任命する。

- (1) 公共交通に関する学識経験者
- (2) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する職員
- (3) 市内バス・タクシー事業者等交通関係を代表する者
- (4) 市内バス・タクシー運転者の組合を代表する者
- (5) 福祉有償運送実施団体の代表者
- (6) 福祉有償運送の利用者又はその介護者
- (7) 市長が指名する職員

3 NPO等による道路運送法第79条の登録等に関する協議を行う場合、当該運送主体の代表者は協議会に参加することができるものとする。ただし、議事決定に関与することはできない。

4 協議会委員が所属するNPO等による道路運送法第79条の登録等に関する協議を行う場合、当該委員は議事決定に関与することはできない。

### (任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を掌理し協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長の指名した者を持って充て、会長が欠けたときはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開催することができない。

- 3 協議会の議事及び会議録は原則として公開とする。
- 4 協議会の議事は、委員の合議で決するが、出来るだけ全会一致を目指すものとする。  
なお、協議が調わないときは出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 やむを得ない理由のため協議会に出席できない委員のうち、会長及び副会長である場合を除いて、同一の団体又は関係機関に所属するものを代理人として出席させ、若しくは、あらかじめ書面をもって、会長又は当該委員が指名した委員に、合議及び表決を委任することができる。
- 6 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会には、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会には部会長及び副部会長を置く。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 協議会において協議が調った場合には、申請者は速やかに関係運輸支局等へ申請を行うものとする。

(事務局)

第10条 協議会の庶務は、福祉サービス部社会福祉課において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則 (平成18年3月1日一部改正)

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

付 則 (平成19年8月1日一部改正)

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

付 則 (平成27年4月1日一部改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の四街道市福祉有償運送運営協議会設置要綱の規定により委嘱又は任命されている委員の任期は、改正後の四街道市福祉有償運送運営協議会設置要綱の規定にかかわらず、改正前の四街道市福祉有償運送運営協議会設置要綱の規定による任期の残任期間とする。

付 則 (令和2年4月1日一部改正)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。